

「学校図書館司書教諭」資格取得申請にかかる取扱いについて
—「修了証書」の発行について (対象学部：L・E・B) —

(教職課程ガイドブック p41・42)

○学校図書館司書教諭資格取得希望者の皆さんへ。とりわけ、教員採用試験受験を考えている皆さんへ

1. 教員採用試験において、学校図書館司書教諭資格を持っていれば、加点される制度を一部自治体が設けている。また、他の就職試験においても同様の制度があるかもしれない。各自で調べ、以下の事をよく読み、しっかり対応すること。
2. 加点制度を利用するためには、卒業年度内、もしくは出願時や第1次試験検査日等に「修了証書」の提出を求められる。
ただし、以下の点に注意する。
 - ①自治体により、提出の方法や時期は異なるので、各自でよく確認をしておくこと。
 - ②あくまで、皆さんが調べた年度についての制度であり、皆さんが実際に教員採用試験を受験する年度にその制度が設けられるのか、また事務的な手続きも同じように行われているかは、保証できない。
3. 「修了証書」は、学校図書館司書教諭講習規程第2条に基づき、大学に2年以上在学、かつ、62単位以上修得し、規程第3条に定めるすべての単位（5科目10単位）を修得すれば、発行される。
4. 上記3で述べた条件と単位を修得した場合は、各自の「修了証書」提出時期に間に合うように、早期に「修了証書」の交付を受けておくことが望ましい。
(例)
教員採用試験等で本資格による加点制度を利用することを検討している場合は、早期に履修できるように計画する。例えば、出願時点で「修了証書」が必要な場合は、2回生終了時点で上記3で述べた条件と単位を修得しておかなければならない。
その上で、3回生の申請期間内に申請手続きを行う⇒3回生末に取得。
6. 申請手続きは、従来通り文学部教務課（大宮教職センター）とする。
手続きについては、これまでどおり大学で申請書類をとりまとめ、指定講習機関である京都教育大学に提出し、交付の手続きを行うこととする。
7. 学内の申請手続き期間は、掲示板・ポータルで連絡を行う。上記3の単位を修得した学生は、注意して手続きを怠ることのないようにすること。
なお、連絡は4月もしくは5月頃を予定している。
8. 履修計画は、卒業を第一に考えて立てること。くれぐれも加点制度に目がくらんで、卒業単位が履修できないようなことが起こらないように、各自で十分注意すること。

以上